第五条第二項第二号から第七号までを次のように改める。

二から七まで　削除

第五条第二項第八号中「発生等」を「消滅」に改め、「取引（」の下に「債権の放棄又は免除に係る取引に限り、」を加え、同項第八号の二を削る。

第九条第一項中「行った日」の下に「又は当該資本取引に係る支払等をした日（当該資本取引に係る支払等を複数回する場合には、最初の支払等をした日とする。次条において同じ。）のいずれか遅い日（当該支払等をしない場合には当該資本取引を行った日とする。次条において同じ。）」を加え、同条第二項第三号を削る。

第十条第一項中「行った日」の下に「又は当該対外直接投資に係る支払等をした日（当該対外直接投資に係る支払等を複数回する場合には、最初の支払等をした日とする。）のいずれか遅い日（当該支払等をしない場合には当該資本取引を行った日とする。）」を加え、同項第二号及び第三号を削り、同条第二項中「又は第二号」を削り、「掲げる対外直接投資」の下に「又は対外直接投資に係る金銭の貸付契約に基づく債権の発生に係る取引」を加え、「当該対外直接投資」を「これらの取引又は行為」に、「掲げる事由が生じた」を「掲げる資本取引を行った」に、「当該事由について」を「当該資本取引について」に、「当該事由が生じた日」を「当該資本取引を行った日又は当該資本取引に係る支払等をした日のいずれか遅い日」に改め、同条第三項中「譲渡をした日」の下に「又は当該譲渡に係る支払等をした日（当該譲渡に係る支払等を複数回する場合には、最初の支払等をした日とする。）のいずれか遅い日（当該支払等をしない場合には当該譲渡を行った日とする。）」を加え、同条第四項中「別紙様式第十六から第十九まで」を「別紙様式第十六又は第十九」に改め、「行った日」の下に「又は当該資本取引に係る支払等をした日」を加え、「前三項」を「第一項又は第二項」に改める。

第十三条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、第三号を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を削る。

第十四条第一項第三号中「並びに」を「、同条第十一項第二号及び第三号（同項第二号に掲げる取引に類似する取引に限る。）並びに」に改め、同項第十号中「円払証券の貸借取引」の下に「に係る担保金の受払」を加え、「間における証券の貸借取引」を「間における外貨証券又は円払証券の貸借取引に係る担保金の受払」に改め、同条第二項第三号中「貸借取引の実績」を「非居住者との間の外貨証券又は円払証券の貸借取引に係る担保金の受払の実績及び残高」に改め、同条第六項中「第一号、第二号又は第四号」を「次の各号」に、「となった」を「となる」に、「これらの」を「当該」に改め、同項第一号を第一号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

一の一　外貨証券又は円払証券の貸借取引の残高に関する報告　別紙様式第十五の三

第十四条第七項中「その行った外国為替業務に係る取引に係る毎月中の利子、配当金又は手数料の」を「毎月中における外国為替業務に付随する」に、「当該利子、配当金又は手数料の」を「当該様式による報告の対象となる」に改める。

第十四条の二第一項第六号中「円払証券の貸借取引」の下に「に係る担保金の受払」を加え、「間における証券の貸借取引」を「間における外貨証券又は円払証券の貸借取引に係る担保金の受払」に改め、同条第二項第三号中「貸借取引の実績」を「非居住者との間の外貨証券又は円払証券の貸借取引に係る担保金の受払の実績及び残高」に改め、同条第三項中「第一号、第二号又は第四号」を「次の各号」に、「となった」を「となる」に、「これらの」を「当該」に改め、同項第一号を第一号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

一の一　外貨証券又は円払証券の貸借取引の残高に関する報告　別紙様式第十五の三

第十四条の二第四項中「その行った外国為替業務に係る取引に係る毎月中の利子、配当金又は手数料の」を「毎月中における外国為替業務に付随する」に、「当該利子、配当金又は手数料の」を「当該様式による報告の対象となる」に改める。

第十四条の三第一項第八号中「貸借取引」の下に「に係る担保金の受払」を加え、同条第二項第三号中「貸借取引の実績」を「非居住者との間の外貨証券又は円払証券の貸借取引に係る担保金の受払の実績及び残高」に改め、同条第三項中「第一号、第二号又は第四号」を「次の各号」に、「となった」を「となる」に、「これらの」を「当該」に改め、同項第一号を第一号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

一の一　外貨証券又は円払証券の貸借取引の残高に関する報告　別紙様式第十五の三

第十四条の三第四項中「その行った外国為替業務に係る取引に係る毎月中の利子、配当金又は手数料の」を「毎月中における外国為替業務に付随する」に、「当該利子、配当金又は手数料の」を「当該様式による報告の対象となる」に改める。

第十六条第三項及び第十七条第三項中「当該報告の対象となった取引に係る手数料の」を「毎月中における当該報告に係る外国為替業務に付随する」に、「報告の対象となった当該手数料の」を「当該様式による報告の対象となる」に改める。

第十九条第三項中「当該報告の対象となった取引に係る利子又は手数料の」を「毎月中における当該報告に係る外国為替業務に付随する」に、「報告の対象となった当該利子又は手数料の」を「当該様式による報告の対象となる」に改める。

第二十二条第一項及び第二項中「及び貸借取引」の下に「に係る担保金の受払」を加え、同条第一項第三号及び第二項第三号中「証券の貸借取引」を「非居住者との間の外貨証券又は円払証券の貸借取引に係る担保金の受払」に改め、同条第三項中「第一号、第二号又は第四号」を「次の各号」に、「となった」を「となる」に、「これらの」を「当該」に改め、同項第一号を第一号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

一の一　外貨証券又は円払証券の貸借取引の残高に関する報告　別紙様式第十五の三

第二十二条第四項中「第一号、第二号又は第四号」を「次の各号」に、「となった」を「となる」に、「これらの」を「当該」に改め、同項第一号を第一号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

一の一　外貨証券又は円払証券の貸借取引の残高に関する報告　別紙様式第十五の三

第二十二条第六項中「当該報告の対象となった取引又は行為に係る証券から生じた果実又は当該取引又は行為に係る手数料の」を「毎月中における当該報告に係る外国為替業務に付随する」に、「報告の対象となった当該果実又は手数料の」を「当該様式による報告の対象となる」に改める。

第二十六条第二項及び第二十七条第二項中「外国との間」の下に「及び外国相互間」を加える。

第二十八条の見出し中「輸出入」の下に「等」を加え、同条中「いう」を「いい、非居住者との間の貨物の輸出、輸入又は外国相互間の移動に係る保険契約に関する業務を行う者に限る」に、「又は輸入」を「、輸入又は外国相互間の移動」に改め、同条に次のただし書きを加える。

ただし、当該様式による報告の対象となる月中に当該保険契約に基づく保険料及び保険金の支払等の実績がない場合には、当該報告書の提出を要しない。

第二十九条の見出し中「対外直接投資に係る」を削り、同条中「発行済株式等」を「総株主、総社員又は総出資者の議決権」に改め、「以上」の下に「の議決権」を、「居住者は、」の下に「当該外国法人の事業年度末における」を加え、「内部留保の状況等」を「内部留保等の状況並びに当該居住者の事業年度末（当該居住者が法人以外の場合にあっては、次の各号に掲げる外国法人の事業年度末）における次の各号に掲げる外国法人（当該居住者に総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の十以上の議決権を所有されている外国法人を除く。）との間の金銭貸借残高及び債券投資残高（報告の対象となる残高が十億円に満たない場合における当該残高を除く。）の状況」に、「別紙様式第五十又は第五十一」を「別紙様式第五十一」に、「（当該外国法人の」を「（当該報告の対象となる」に、「当該外国法人の事業年度末」を「当該居住者に総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の十以上の議決権を所有されている外国法人の報告の対象となる事業年度末」に、「の当該外国法人に対する」を「による」に改め、同条に次の各号を加える。